

議案第31号

佐倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年8月23日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市水道事業給水条例の一部を改正する条例

佐倉市水道事業給水条例（平成10年佐倉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第28条第1号の表一般用の項中

「

520円
1,090円
1,950円
3,450円
5,950円
9,600円
21,400円
38,000円
83,000円

」を

「

557円
1,168円
2,090円
3,698円
6,378円
10,291円
22,940円
40,736円
88,976円

」に改め、同条第2号の表1立方メートルから10立方メートルまでの項中「80円」を「88円」に改め、同表11立方メートルから20立方メートルまでの項中「130円」を「138円」に改める。

第33条中「納入通知書」の次に「、口座振替又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法」を加える。

第35条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第36条第1号中「43,000円」を「64,000円」に改め、同条第2号中「者」を「とき」に、「17,000円」を「22,000円」に改め、同条第3号中「の再発行を受ける場合」を「を毀損し、若しくは紛失したとき、又は当該書面の記載事項を変更するとき」に、「2,000円」を「3,000円」に改め、同条第4号中「者」を「とき」に、「1万円」を「15,000円」に改め、同条第5号中「者」を「とき」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同条第6号中「者」を「とき」に改め、同号の表30ミリメートル以上50ミリメートル未満の項中「5,000円」を「7,500円」に改め、同表50ミリメートル以上の項中「6,000円」を「9,000円」に改め、同条第7号中「者」を「とき」に、「35,000円」を「52,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第36条第4号の改正規定は、令和6年9月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の佐倉市水道事業給水条例（以下「改正後条例」という。）第28条第1号の表及び第2号の表の規定は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料の額について適用し、施行日前の使用に係る

使用料の額については、なお従前の例による。この場合において、施行日以後の直近の定例日（佐倉市水道事業給水条例第29条第1項に規定する定例日をいい、同条第2項の規定により使用料を算定した定例日以外の日を含む。以下同じ。）に算定する使用料の額は、改正前の佐倉市水道事業給水条例第28条第1号の表及び第2号の表の規定を適用して算定した使用料の額に施行日前の直近の定例日の翌日から施行日の前日までの日数を施行日前の直近の定例日の翌日から施行日以後の直近の定例日までの日数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と、改正後条例第28条第1号の表及び第2号の表の規定を適用して算定した使用料の額に施行日から施行日以後の直近の定例日までの日数を施行日前の直近の定例日の翌日から施行日以後の直近の定例日までの日数で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とを合算した額とする。